

部局名	都市整備部	所属名	都市整備課 宅地開発指導室	所属長名	五十嵐 実	電 話	483-1151 内線3534
-----	-------	-----	---------------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3328		事務事業名称	宅地事務事業					短縮コード	経常	3328	臨時	
予算区分	会計	01	一般会計	款	08	土木費	項	04	都市計画費	目	01	都市計画総務費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他			根拠法令等		都市計画法・八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例・都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
昭和61年に千葉県より都市計画法に基づく許可権限の一部委任を受けて、開発行為の許可及び完了検査等を行うようになり、その後平成14年に許可権限の全部委譲を受けた。 現在は、平成21年6月に施行した「八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例」及び「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例」等に基づき開発行為等の指導・事前協議・許可及び完了検査等を行っている。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系	5本の柱（章）	04	快適生活空間都市をめざして						
東葉高速鉄道の開通により、宅地の需要が増えたため開発行為が増加していたが、近年の情勢によりやや減少傾向にある。その内訳として、市街化区域においては減少傾向にあり、市街化調整区域においては横ばいとなっている。					大項目（節）	06	市街地整備						
					中 項 目	01	市街地整備						
					小項目（施策）	01	市街地の整備・誘導						
					細 項 目	03	開発の適正な指導						
				実施計画の計画事業									
計画事業の位置付けの有無			☐	計 画 事 業 期 間		～			計 画 事 業 費		千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	建築主，開発行為事業者及び工事施行者							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成22年度に実際に行ったこと： 開発行為等について，平成21年6月から施行した「八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例」及び「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例」等に基づき指導及び事前協議するとともに，開発行為許可審査及び完了検査等を行った。							
	※平成23年度に計画していること： 従前に引続き，開発行為等について，平成21年6月から施行した「八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例」及び「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例」等に基づき指導及び事前協議するとともに，開発行為許可審査及び完了検査等を行う。							
意図 （何を狙っているのか）	都市周辺部における無秩序な市街化を防止するとともに公共施設等の整備の義務付けなどにより良質な宅地水準を確保する。							
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外							
区 分				単位	2 1 年度	2 2 年度		2 3 年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標 1	開発事業事前協議申請件数	件	43	44	30	40	
	指標 2	開発行為申請数	件	47	53	42	50	
	指標 3							
活動指標	指標 1	開発事業事前協議協定締結件数	件	36	44	31	40	
	指標 2	開発行為許可件数	件	46	52	41	50	
	指標 3	開発行為完了検査件数	件	47	50	54	50	
成果指標	指標 1	協定締結件数/申請件数	%	83. 7	100	103. 3	100	
	指標 2	開発行為完了検査済件数	件	37	50	53	50	
	指標 3							
上位成果指標	指標 1							
	指標 2							
	指標 3							

コード	3328	事務事業名称	宅地事務事業				所属名	都市整備課 宅地開発指導室	
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続 ☐ 手法プロセスの改革・改善☐ 事業規模の拡大・縮小☐ 統合・役割見直し☐ その他 ☐ 廃止・休止 ☐ 事業完了 ☒ 現状のまま継続			「八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例」及び「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」等に基づき適正に業務を遂行する。				
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。	成 果		経 費			業務の性質上，経費が大幅に変更することはない。		
削 減 不 変 増 加									
向 上				☐	☒	☐			
不 変				☐	☐	☐			
		低 下	☐	☐	☐				

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
現状の居住環境に比較して少しでも居住環境が悪化するような開発行為等が計画・実施された場合，市に対し計画変更等について指導要請がなされることが多い。									

所属長コメント	都市計画法や条例等に基づき，開発事業等を適性に誘導していきたい。								
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続 ☐ 手法プロセスの改革・改善☐ 事業規模の拡大・縮小☐ 統合・役割見直し☐ その他 ☐ 廃止・休止 ☐ 事業完了 ☒ 現状のまま継続			担当課の評価のとおり，現状のまま継続とする。					